

告 示

埼玉県告示第千四百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ南栗橋店

埼玉県久喜市南栗橋四丁目五番十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 近隣住民の迷惑とならないよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じ
て事前説明等を実施すること。

(2) 近隣住民からの騒音等に関する苦情には、事業者が対応すること。

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター